

第十二回 参議院法務委員会會議録第六号

昭和二十六年十一月二十日(火曜日)午前
十時四十分開会

出席者は左の通り。

委員長 小野 義夫君
理事 鬼丸 義齊君
委員 長谷山行教君
岡部 常君
棚橋 小虎君
一松 定吉君
羽仁 五郎君
須藤 五郎君

國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
刑政長官 草鹿淺之助君
法制意見事務官 位野木益雄君
事務局側

常任委員

常任委員 長谷川 宏君
常任委員 西村 高見君
常任委員 西村 高見君

説明員

法務府検務局長 岡原 昌男君
法務府矯正 保護局長 古橋浦四郎君
中央更生保護委 員会事務局長 斎藤 三郎君
最高裁判所長 官代理者(事務 局長次長) 石田 和外君
最高裁判所長 官代理者(事務 局長) 鈴木 忠一君
局人事局長

○裁判所職員臨時措置法案(内閣提出)
本日の會議に付した事件

第四部 法務委員会會議録第六号

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察及び裁判の運営等に関する調査の件(法務省裁に対する質疑の件)

○委員長(小野義夫君) それでは只今より委員会を開きます。

只今政府委員として出席されておるかたは位野木法制意見事務官、それから古橋矯正保護局長、斎藤中央更生保護委員会事務局長の三氏でございますが、裁判所職員臨時措置法案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の四案を全部一括して議題に供します。御質問のおありのかたは順次御発言を願います。

○一松定吉君 私は裁判官、檢察官の報酬等に関する法律の一部を改正する政府提出の原案には全然同感の意を表したい。一体国家の公務員の中で、どの職が非常に高く、どの職が非常に低いとかいうようなことは、これは問題とすべきものではありませんが、国家の秩序を維持し、そして國民の權利義務を完全に擁護するに必要上、裁判、檢察これらの職に従事しておる人を行

週をよくして、そうしてそれらの人がその地位に安んじて終身その職務のために精進を打ち込むというような考えを起さしめ、又そういう考えを以て職務に携わらしめなければならぬというこ

とは言うまでもございません。そういう意味におきまして、裁判官檢察官には成るだけ有為の人になんか集まつてもらつて、それらの崇高なる仕事に従事してもらわなければなりません。それをやるのには、それらの人の生活の安定ということが最も必要である。又生活その他のために他から誘惑されるような虞れなきに至らしめなければならぬ。これは我が國の公務員の中でも最高の地位にあるのだ、その地位を確しては國民に相済まないのである、自分の職務は最も神聖な職務であるのだ、こ

ういうような一つの誇り、即ち矜持を持たせよう、これはそれらの裁判官、檢察官の地位を極く強固ならしめ、地位に対して自分からおれはこの地位に在るといふことの誇りを持たせなければならぬ。それをさせるのには十分に待遇をよくしなければならぬ。こ

ういう意味で丁度私もこれは井山内閣当時であつたと思ひますが、裁判官、檢察官の報酬給與というやうなものを、他の公務員と比較してこれを引上げなければならぬといふことが、この給與水準の変更による増額状況対照表といふこの表の第二国会にきめられたる基準がここに現われてお

る。即ち最高長官が二万五千円、最高

判事が二万四千円、東京高等裁判所長官が一万九千円、その他の高等裁判所長官が一万八千円、以下これに準じて定め

たのはその時であつたのであります。その時に私今申し上げましたやうな意見を述べまして、閣議でも尤もだといふこ

とで、それを原案をきめて国会に提出して、国会の議員諸君も尤もな要求であるといふことでこれが認められたので

あります。爾來物価の騰貴等によりましてこの比率はこのままではいけない、他の給與ベースを上げなければならぬといふことに準じて、だんだ

んこれが上りまして、而もそれが第九回の国会で二万五千円が六万四千円になり、二万四千円が四万八千円になり、一

万九千円が四万五千円になり、一万八千円が四万三千円になり、以下これに準じて引上げられたことは皆さんの御承知の通りであります。又皆さんにおかれ

まして、そういう考えを以て裁判官、檢察官の待遇をよくしなければならぬといふことになつて、これが現出したのはこれ又申すまでもございませ

ん。それを今回はなおそれでも他の公務員の給與ベース引上げに伴うて第九国会の引上げのままだとおくことはでき

ないといふことが今回の提案の理由だろふと思ふのであります。そういうたし

ますと、最高裁判所の長官を八万四千円に、最高裁判所判事を六万四千円にし、東

京高等裁判所長官を六万四千円にし、その他の高等裁判所の長官を五万七千円に引上げる、これは私は当然のことだと思

ふのであります。私どもは裁判官は

各公務員のうちでも最もその地位を高め、最も待遇をよくして、裁判官だけは如何なる圧迫も受けない、如何なる誘惑にも乗ぜられないといふやうな地位を與えるのにはこれだけの待遇をしなければならぬ。私はこれでもな

お少いと思ふ。英國の大法官などは總理大臣以上の待遇を受けているといふ

ことによつて裁判の威信を高め、國民もその裁判官の裁判には心から服するといふやうなことはその結果であると

私は思ふのであります。こ

ういふ意味におきまして是非これを高めることに努力しなければならぬと考へてゐるの

であります。と同時に、私はこの際特に附加して申上げておかなければならぬのは、今申上げますやうな地位

におけるその裁判官が、世間からい

ろな疑惑を受けてゐる。どうもあの人

の裁判は不公平である、或る政

党の公判に対しては誤まれる輿論に動かされ

て有罪が無罪になつた、或る被告事件

に、或る黒い手が伸びて予期せざる重

き裁判を受けた、これはどうも或る方面の威力が神聖なる裁判に加へられたのであらうといふやうな疑惑が、近時だん／＼神聖なる裁判に向つて非難を加へられてゐるといふやうなことがあ

る。そういうやうなことは真実

を取調べて見るならばそういう事実のないことを私は確信する。又あつてはいけません。又そういうことが世間に流布されるといふことはやはり煙の立つ所に必ず火がある。その疑惑を一掃

するには、裁判官がいわゆる富貴に淫せず、権勢に屈せず、自己の所信に邁

わつて見ることが必要であらうと思ひます。

進するといふような考えでやれば、自然にそういう疑惑も解消されるのでありますから、裁判官はそういう考えを常に持つていなければならぬ。そういうことをするのには、ただ国会でそういう意見を發表したとか、新聞でそういうことを書いたといふことにとどまらず、いわゆる司法当局にいる人が誰も彼もがそういう考えを持つてやらなければならぬ。これにはその低うの監督の地位にいる人は常にそういう考えを持つて部下を訓練し、部下の精神修養に努めるといふことをやらなければ

○一松定吉君 最高裁判所の長官、その他監督官方面において本日出席がなないがために、伝えて、そういう実現に努力するという法制意見長官の意見は、尤もであると思います。どうか一つそのことを十分に伝えて、それが功績を挙げるように一つ努力せられんことを強く希望いたします。のみならず私はこういう委員会において最高裁判所の長官ぐらゐは出て、そうして平素考えていることを我々に話し、私の思うてゐることも十分に聞いて頂き、そうしてこれが実現に努力するということ、ほうがよいと思ひますから、本日に限りませんが、いずれ明日か明後日に最高裁判所の長官あたりが出て、今国庫を代表している我々の声を聞き、それを實際の上に運用して行くというように一つお取計らい願ひたいことを一つお願いいたします。

それからその次は檢察官に対する私の希望ですが、実は私は同じ司法官といつても、檢察官と裁判官とはこれけ違ふ。裁判官は本當にこの裁判といふ

ことに向つて崇高なる職務の遂行に当
る人である。檢察官は一部の檢察官で

はあるけれども一つの行政官である
これを同一階級にするということはい
けないということが私の平素の持論で
あります。このことが第一回国会の裁
判官及び検察官の俸給をきめるときに
私どもの意見が用いられてまして、裁判
官は先刻述べたようなことでは最高の
俸給を與えなければならぬが、検察官
にはその必要がない。但し検事総長だ
けは最高裁判所の判事と同じ待遇にす
るということがこれがよからう。そう
して國務大臣と同一待遇ということに
検事総長だけはするがいいが、その他
の検事長とか、検事正というかたは、
最高裁判所長官とか、或いは地方裁判
所長というものよりも一級下げるとい
うことで私どもはこれを一級下げた、
そういうようなことで今現にそれが行
われているようであります。やはり
これはそういう方針において進むほう
がいいと私は思う。それと同時にこの
検察官の犯罪を檢舉するやり方です。

これが、裁判官に対しての非難というのは、余りたくさんもないようです。が、檢察事務に従事するところの検事という人も事件の取扱についてはどうも非難が多い。これは犯罪は必罰主義だ、必ず犯罪は罰しなければならんということが行われている。それはいわゆる適當に、これは国家公共のために処罰しなければいけない。これは嚴重しながら大いに寛容の態度を以て臨まなければならん。これは起訴しなければならん、これは起訴してはいけないというふうなことに、非常な高邁なる裁量の権力を持つておることに

つては、我々は少しも異論はありません。併しながらそれは公平でなければならぬ。或る一部の政党のためには非常に寛であり、或る一部の人のためには嚴である、一部の階級には嚴であり、或る一部の階級のためには寛であるというようなことではいけない。誰が見ても、成るほどこれは、これを起訴したのは止むを得なかつた、これを不起訴にしたのは止むを得なかつた、ということ、で、国民がその檢察の取扱方について公平な措置であるということをお願いせしむるような態度でなければいけない。それがどうも近頃いふんなり非難があることを私どもは聞いておりますが、こういう点についても、本當に私情をまじえるときか、或いは私利私慾をまじえるときか、或いは一方の話だけ聞いて他の方を聞かずに誤れる処置をするとかいうことのないようにしなければ、やはりこの裁判官に対する国民の信頼が非常に高まるか低まるかというのと同じように、檢察官に対してもその取扱方法によつて檢察官の威信が高まり、或いはその取扱方如何によつては檢察官に対する非難が、どうとうとなるようなことでよくない。だからやはり檢察官も他の公務員に比較してその給與を上げて、これを優遇するといふからには、やはりそういう一つの考えを以てやり、おれのやることについては何人も非難する余地はないのだ、というような考えで誠心誠意職務に従事すれば、その檢察官に対する国民の信頼も高まるわけだ。そういうようにして一つ頂いて、ます／＼その事務の

て行けば、宴会にでも招待すれば、すぐにそれが解決ができるというようなことは、もう国民が願書を出して、いつまでもそういうようにじれつたく放置されておくよりも、もう初めから袖の下を持つて行つたほうがよろしい、初めから御馳走したほうがよろしいというやうなことで、だん／＼これが世間に言い伝えられ、見たり聞いたりしたことがいろいろ公務員方面に一つの慣習となつて、その結果今日のやうに役人が、下級でなく上級の人々がこつこつとやるやうになつたのではなかつたかと思ふ。で、検事総長なり法務総裁が、そういうことをしてはいかん、徹底的にこれを調査して、その根絶を図らなければならぬという決意を持つておられるというやうなことを新聞その他において承りまして、私どもは非常に心強く思つてゐるのであります。どうか一つこれは本當に私心を去つて、これが願書である、これが高位にいる人である、これは政

党の有力者である、これは財界の偉物である、そんなことは眼中にたく、本當に国家の秩序を維持するために厳正にそれらのことを行つて、そうして起訴、不起訴はこれは緩急よろしきを得、国民の納得するやうな方法において御決定賜われたいのでありますけれども、とにかく国民をしてなんぞぞういうことがあつたのか、その結果については検察庁はこうした、その仕方は美によかつたというふうに、国民から一層尊敬の念の高められるやうに、こつこつと職等についても爬羅剔抉して、爬羅剔抉したものゝ必ずしも起訴して罰するとは言われない、場合によつては不起訴にしなければならぬ場合

もありましよう、場合によつては保釈にしなければならぬこともありましよう、場合によつては執行猶予のこともありましようから、それはいわゆる機宜に酌するやうな公正なる考えを持つて……そうすれば国民はこれに對して非難することは少なかつたといふ思ふのであります。そういうふうなこの機会に大いにやつてもらいたい。そして、この官紀綱紀の紊亂していることを是正することによつて国民の士氣はますます高揚して、日本の再建に寄與するところが多しといふ思ふ。もう今では、御馳走しなければいかんといふやうな考えが、官吏の頭のうちにあることを徹底的になくしてしまふ。この間も熱海のいわゆる四万台の自動車云々といふことが新聞に伝えられてゐるが、そういうことは私の役所にはありませんといふことを答へられたといふやうなことがあるが、それは徹底的に調べれば明らかになるでせう。併し若し今後そういうことがあれば何人も假借なくやるぞといふやうな態度を如実に示せば、役人でも、今度行くとやられるからというので自重自戒するやうにもなりましよう。そういうふうにして、本當に一つ公務員の行動について、正しいやり方をするやうに一層御盡力を賜わりたい。特に法務総裁に向つて私はそういうことをお願いしておきますが、これらについての御所見があれば承りたい。併しなから法務総裁の御意見はもう新聞等で十分承知しておりますから、特別に御感想を承らなくても、本日の新聞を見ると大分決意のほどが現れてゐるやうですから、ただ口で言うたり新聞に書かしたりすることがあつて、実際これを行つておらんことになると空念仏に過ぎないから、そういうことについて決意のほどを承ることは必要であらうと思ひます。

○國務大臣(大藏武夫) 官紀がややもすれば紊亂しておるといふやうな感じを興えるやうな新聞報道が毎日のやうに出ております。これは誠に遺憾に存することでございます。官紀の肅正に貢獻し得る方法がいろいろあるならば、如何なる方法をも辞する考えはなから、又司法警察官を警勵する等の方法によりまして、かような事態につきましては徹底的に調査をいたし、必要な際には斷平たる処置をとりたいと思ひてゐる次第でございます。この決意につきましては、今後の実行によりまして十分に御覽を頂きたいと思ひます。

○須藤五郎君 関連して、一松さんのおつしやつたことは實際本もなことで、私たちが大いに賛成する点なんです。それからこの給與のベースを上げるに關しまして、私たちは根本的には賛成ですが、併しこの方式がいかに悪いかという点で、私たちは問題が残ると思ふ。ベース・アップは勿論いいことなんです。これを認めることが、やはり一松さんのおつしやるかどうかがこの表で活かされていくかどうかということがですね。それに私は疑問を持つもので、それは實際に裁判の實務に携わられる、いわゆる下級裁判官、検察庁の方たちのベース・アップが比較的に少なくて、いわゆる上に厚く下に薄いといふやうな感じがこの表に出てゐるのじやないかと、そういうふうに考へ

ます。その立場で、こつこつやり方なしに、もう少し下に厚い方法で給料値上げをされたらいいのではないかと、そういうふうに考へるのです。それは昨年の六月に比べて、今年の五月にはもう物価の騰貴が六五%もしてゐる、ということ、それに對しまして賃金は二〇%しか上つてゐない状態ですから、皆さんの生活は苦しいことはこれでよくわかると思ふのですが、このベース・アップが、まだ今日のあれだけではむしろ足りないのではないかと思ふ。ですからむしろ本當に上げなければ物価の上昇に對しまして、給料が追つかけて行けないやうな状態、ですから私たちはむしろつと進んでベース・アップの率をよくして、そうしてそれを下のほうに厚く分配されるやうな方式をとつて頂きたい、こつこつやうに考へます。この点につきましては、給料値上げに對しましては私は非常に賛成するものであります。分配の仕方です。ベース・アップの率をもう少し上げてもらいたいといふやうな点から、今日ここに於いては法案に對しましてはこれは全面的に無條件で賛成することはできない。そういう意見を申述べておきたい。

○羽仁五郎君 只今一松委員から貴重な御意見がありました。それに法務総裁の御答弁がございましたが、御答弁というか、御意見があつたのですが、その点についてちよつと納得いたしかねる点があるので一言御意見を伺つておきたいと思ひます。

今官吏の腐敗、或いは不正といふものは考へなければならぬのじやないか。或いは法務総裁御自身も自由党の政府のときばかりのことを考へにな

○國務大臣(大藏武夫) あらゆる手段と申しましたのは、國務大臣としての立場から、政府の一員といたしまして、官吏に對する常時の監督を強化する、そういうことをも含んで申上げたわけでございます。併し最後に斷平たる処置をとると申ししたのは、これは檢察の問題について申上げたわけでありませう。

○羽仁五郎君 その点で根本的に考へを願つておきたいと思ふことが一つあるのですが、官吏の取締を官吏がやるということは、昔からよく笑ひ話にも言われるくらい効果がない。事實、でもまあ余りひどく、例えば、この際引用すること差控へますが、江戸時代の川柳、明治、大正、昭和まで、現在まで随分官吏にとつて耳の痛い、痛烈な民衆の批判がありまして、事實官吏の不正、官吏の腐敗を官吏が取締するといふ考へ方が、私法務総裁としては非常にとつても残念に思ふのです。で先頃、今の一松委員の御意見の中にもそういう点もあつたのだと思ふのですが、特に法務総裁が、勿論法務総裁は国会議員として、或いは閣僚として政党内であられるといふことに對しては私は満腔の敬意を表するものであります。併し法務総裁として、党派的な印象を興えるといふことは甚だ問題じやないか。従つてそれについてはこの法務府なり法務総裁なり

昭和二十六年十一月二十日

【参議院】

らないで、或いは反対党の政府といふものができた場合も十分お考えになつてゐることを思う。この点について先日も御質問申上げましたが、納得するやうな御意見を伺うことができなかったのです。只今の一松委員に対するお答えの中にも私は端的にそれが見られると思うのですが、どうか法務總裁が、政治家として、官僚主義的な立場の土にお立ちになるのではないことを確信せしめられたいのであります。それで官吏の不正、或いはその他あらゆる社会の不正といふものを摘発する最も有力なるものは何であるかと云えば、言うまでもなく言論の力です。社会の暗黒を照らし出すのは第一に言論です。言論の自由のあるところ如何なる不正もそのサーチライトに照らされて、そして社会の注目を引き、従つて又それに対して政府なり、或いは檢察なりといふものが正しく動くこともできる。ところが言論の自由といふものが圧迫されている、或いは制約されている、或いは社会の或る種の言論は圧迫されていないが、或る種の言論は圧迫されている。そうするとそれは或る種の言論だけの圧迫にとどまらないで、一般の言論も圧迫されて来る。そうなるとその社会の不正、官吏の不正といふものがどうしても第一の言論のサーチライトで照らされる。照らされば、それが鈍くなつて来る。これは私は現在の第一の問題と想ふのです。

それから第二の問題は、官吏なり何
なりの場合の、つまり民主的な組織、
いわゆる官庁の職員組合というよう
なものが、みずから自分たちの態度を
額を高く保つというところに大きな力
を果して来たことは、敗戦後暫らくの

問我々見て来たわけです。この官吏自身の自主的な組織というものがやはり圧倒され弱くなつて来る。面従腹背というか、或いはこの封建的な奴隷の根性というか、要するに上の人に従つて文句は言わないほうがいい、こういう空氣が蔓延して来ると、官庁の中で、自然不正が防がれなくなつて来る。これが私は第二の点だと思ふのです。そして第三の点として、初めて、つまり今おつしやつたような、いわゆる職権、或いは檢察權というものによる摘発という、これは最も不幸な場合、でき得べくんば第一の方法である言論の自由によつて絶えず不正が明るみに出され、それによってそれが社会的な批判によつて防遏されるということが最も望ましい方法であるというふうに考へるのですが、法務總裁もこの点については恐らくはやはり高い見解をお持ちのことだろふと思ふのです。先ほどはまあたゞ直接の問題についてお答えになつたので、今私の述べましたような点をお考へになつていないことはいと私は確信するのでありますけれども、併しその点について最近の法務府なり政府なりの政策というものには、幾分お考へにならなければならぬ点があるのじやないかと思ふのです。それで一般の新聞には、必ずしも政府は圧迫を加えておられるという事實はなないでしようけれども、併し或る政党なり、或る正常な主義を信する者に対して少し行き過ぎてゐるのではないかと、或るやうな圧迫を與えておられる。そうしますと、それはその人々のやういふ傾向の言論に対する圧迫だけではないとなつて来て、一般的な言論の自由といふものに対しても非常に影響を與へ

で来ることになりました。そういう意味でこの言論に対する取扱というものをもう少し不偏不党、そうしてあなたの方でこの言論の自由を発揮し得るようなそういう高い見地に立つた言論に対する政府の態度というものをとつて頂くことが必要ではないかといふふうに思ふのです。私は官吏が悪いことをしたらそれを捕えるというふうな政治は随分低級な政治だと思ふ。こういう官吏が悪いことができないやうな言論のサーチャライトによつて絶えず野黨らしいところ、或いは官吏自身の自主的な組織によつて絶えず自己批判が行われている。こういう政治状態が私は高い、我々の望ましい政治状態だといふふうに思つておるのであります。官吏がただ檢察の手を免かれるということだけを考へておることじやなく、官吏が絶えず言論の批判の下に自分たちの生活を守つて行くといふふうなあり方に是非お導きを願ひたいと思ふのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 羽仁委員の言われましたことについてはその限りにおいては全く同意見であります。ただ或る党派について、特に言論を圧迫するといふふうに見受けられるということを抑せられましたが、私どものつてもおしいたしましては、党派によつて言論を圧迫する、ただ現在の法規を適用いたしましたして不法な言論に対しまして適切な処置をとつておるといふ考えで出ておるだけでございまして、これは厳格に、法規を公平に執行するといふつもりでやつておるに過ぎないわけでありまして、それから特に監督者による

判を頂いたのでございますが、私も政治的経歴に入ります前、約二十年間官吏をいたしておつたことがあるわけでございます。若い時には下級の官吏として、又後には上級の監督者たる立場から官吏としての生活を経験いたしております。私の考えておりますところを申上げますという、上級の監督者というものが常に下級のつまり部下に個人的に接觸をいたし、そうして單に仕事の面に限らず私生活の面にまで立入つてその状態を知悉するやうな上下の間に親密な關係を結んで、そうして常時の談笑の間に監督者としての人格的な交りを行くといふことによりまして、下級の官吏はいふなり上級者のさういつた影響を受けやすい立場にある、そうしてそのことは私は官僚機構の内部におきまして、こうしたことを本然に防止するに一番いい方法であるという、これは私自身の個人的な経験に基いてさういう考えを持つておるわけでありませう。即ち、さるだけ上官は部下の面倒も見られ、又常時部下の執務しておる所へ實際に行つて、その執務振りを始終見る、それも特に見るといふことでなく、さういふ機会にいろ／＼部下の個人的な問題についても話を聞いてやるというやうなことで、かなり私はさうした個人的な接觸から適切な指導ができるんじやないか、さういふことによりまして官僚の能率も上げ得るのであります、又官紀の肅正といふものもかなり有効に達成でき得る、さういふふうに考えておるわけでございます。さうしたことをも考えて上級者の指導監督ということを申したわけでございます。特に前述べにならなりました趣旨に対して根本的に對立

せんが、私の申上げました監督といふのは單にできたあと叱りつける、或いはそれを摘発する、そういう面ではかく、むしろ日常の業務を通じまして、個人的な接觸を保つことによつて人格的にも指導して行くことが必要ではなからうか、そういうことが實際最近の官界の実情から言いますと、ややとすれば等閑視されておりますが、こういうことが必要ではないかと考えましたので、そういう意味をも含めて申上げた次第であります。

○羽仁五郎君 私さつき申上げた点について、御同感であるということは何つて大変安心をしたのですが、なほその点について十分お考えを願ひたいと思ふのであります。ただ一言だけ古言葉を引用しておきますが、熊沢瀧山の言つておる言葉に、江戸時代のことですが、官吏の腐敗、或いは僧侶の腐敗、その他の当時の腐敗一般を指して、今の僧侶とか、官吏とかいふものはカリジタンにあらずといふことだけで世を渡つて行くといふことを書いています。現在で言へば現在の官吏なり、教育者なり、大学教授なりといふものの、おれは共產党じゃないといふことだけではおれは共產党じゃないといふ傾向ができて来たが大変です。共產党でなければ何をしてもいいんだ、共產党でなければ無能でもいいんだ、共產党でなければ悪いことをしてもいいんだ、いふふうになつてしまつては実に大変です。ですからそういうような傾向が若手実はあるんじゃないか、そうして又悪いことをしたほうも、悪いことを指摘されると、悪いことを指摘した人間があれば共產党だ、あれば赤だとい

うように社会的な批判は、共産党である、赤である、即ち社会的批判をすればこれは自分の身が危いという印象を與えておけることは事実であります。これは朝日なり、毎日なり、読売なりの紙面というものが数年前と随分變つておる面もお氣付になると思つたのです。これは法務總裁はもとより新聞を所管されるわけではないから、今申上げたような法の公正、憲法の命令というものが厳正に守られてゐるか、いなかという点については、言論が自由な批判を行へておるかどうかが、朝日、毎日、読売、これは批判しなければいけないのだ、徹底的に批判すべきだと思つたのですけれども、余り官吏に向つて、政府に向つて批判すると赤じやないか、赤と言われればおしまいだ、だからやめて置こう、これが今日、最近特に官吏の間に腐敗、不正がますます激化して行く傾向の重大な原因であるという点を特に関心にお考えを願ひたいと思つた次第であります。

○岡部常君 私は今論ぜられておりますことに關連して質問申上げたいのでありますが、時間が経過いたしましたから、これは他日に留保いたしまして、改めて先般の鬼丸委員の御質疑になりました戦争犯罪に關する件について若干お伺ひしたいと思ひます。委員長よろしくごさいませうか。

○委員長(小野義夫君) はい、どうぞ。

○岡部常君 いわゆる戦争犯罪というものに關して、先般鬼丸委員が幾々お述べになりましたことについては私も同感するものであります。この問題は恐らく學界におきまして、又殊に宗教界などにおきまして、これは

世界的の大問題であらうと思ひます。今までは我々は口を閉ざされたような恰好でありますが、條約が発効せられましてからは、これは相當論議的になるのではないかと思ひます。學者は勿論、一般の社会事業家、宗教家、皆これに對しては相當の檢討論議が行われることと思ひます。これは国内に限らず、あまねく世界に向つて呼号してもよろしいものであらうと思ひます。否、大いに世界に向つて訴うところがあつて然るべきものと存じます。この点につきましては勿論政府においてもよく御考慮になり、又その場合に御盡力になることを私は確信するものであります。先般鬼丸委員の質問に對して、いわゆる戦争犯罪者は普通一般の犯罪者とは見えないというのを法務總裁がお答へになつております。これは勿論然るべきことでありますが、そういう御発言を聞いたことは私も決して非常な心強感を感じるところであります。いよ／＼條約発効後とられる御準備には十分の力を注がれることと私は信じておるのであります。併しなからこの時期というものが、單に講和発効後に限らず、私は相當な時期というものがやはりあるのではないかと、而もその時期は目前に差迫つておるのではないかという感じがいたしたのであります。そういう時期を捉へることについても政府の十分なる御努力が期待せらるるわけでありまして、それはさておきまして、私は今や近く日本の管理に移さるべきこれらの人々に對することについて第一に私がお伺ひしたいのは、いわゆる戦争犯罪者という呼び方でございます。この点については従前極く簡単に戦争犯罪者戦争犯罪者とい

うふうに呼ばれておりましたが、これはよほど考へて見なければならぬ点があると思ひます。私は常に、これは普通の犯罪者であります。普通の犯罪者につきましても犯罪を犯した者、或いは裁判をまだ受けておらないう者に對しては犯罪者なる呼称もよろしいと思ひます。併しなからすでに檢察が終り、裁判も受け終つた者に對してまで犯罪というまじ／＼とした行いを感ぜしめる言葉を使う必要が私はないと思ひます。又現に我が國における法律などを見ましても、これは恐らく諸外國も同じと私は確信いたしますが、判決が確定して、或る所に收容せられたならば、これはほかの言葉を以て呼ばれておるのであります。つまり強盜を犯した強盜犯人とか、或いは放火をした放火犯人とか、殺人犯人とか申しませんで、それに代る受刑者という名前を以て呼ばれておるのが例でございます。ましてこのいわゆる戦争犯罪者のごとき場合には、戦争はとうに終つておる。そのことについては檢察を受け、裁判を受け終つておる人間でありますから、普通の犯罪においてもほかの名前を以て呼ばれるものとしたしますれば、このいわゆる戦争犯罪者なるものに對して又特別の呼稱が行われて然るべきものだと思つたのであります。私はそれらの点を考慮いたしまして、不幸にしてたくさん日本國の手によつて扱わなければならぬこれらの人々がありといたしますならば、これらの人々に對してはいわゆる戦争犯罪者などという憎々しい名前を以て呼ぶのはどうかと私は思ふのであります。何らかこれに代る呼稱はないものかどうかとい

うことを先ずお伺ひしたいのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 前回一松委員の御質問に對してお答へいたしました際に、中の受刑者の呼名という点については相當當局で考へられたことだと思つたのであります。これは法律的な名稱にはなつておらないようでありまして、受刑者と言ふのも憚つて收容者とか、まあ聞くところによりますと收容者は本當は國家で、入れられておる人は被收容者と言ふのが本當のはずであります。ところが、いつの間にか收容者、收容者と呼んで囚人とか、或いは受刑者という固い名前を避けて收容者というのが通り言葉になつておりますが、やはりこの画期的な立法に際してはそういうふうな御考慮はないものかどうか。それもちよつと承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 法律上の名稱につきましても十分に考慮を加へたと思ひます。又實際上の呼び方につきましても十分に考へたいと思つております。

○岡部常君 それに伴ひましてそれらの人々を收容、拘禁いたしますその設備の呼稱でございます。現在は巢鴨ブリズンと言ひまして、これは日本人の頭にはむしろびんとき来ないのが幸いで、非常に悪い感じも持たれていないに移りましたときに、現在の設備をどういうふうにお呼びになるつもりであるか。その点を承つておきたい。

○國務大臣(大橋武夫君) これも國民感情等を考慮いたしまして十分研究いたしたいと思つております。

○岡部常君 私はその次に……

○須藤五郎君 議事進行についてちよ

ほうでも相當な御考慮があつて然るべきものだと思ひます。従前監獄の名稱が刑務所と變更されました際に、中の受刑者の呼名という点については相當當局で考へられたことだと思つたのであります。これは法律的な名稱にはなつておらないようでありまして、受刑者と言ふのも憚つて收容者とか、まあ聞くところによりますと收容者は本當は國家で、入れられておる人は被收容者と言ふのが本當のはずであります。ところが、いつの間にか收容者、收容者と呼んで囚人とか、或いは受刑者という固い名前を避けて收容者というのが通り言葉になつておりますが、やはりこの画期的な立法に際してはそういうふうな御考慮はないものかどうか。それもちよつと承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 法律上の名稱につきましても十分に考慮を加へたと思ひます。又實際上の呼び方につきましても十分に考へたいと思つております。

○岡部常君 それに伴ひましてそれらの人々を收容、拘禁いたしますその設備の呼稱でございます。現在は巢鴨ブリズンと言ひまして、これは日本人の頭にはむしろびんとき来ないのが幸いで、非常に悪い感じも持たれていないに移りましたときに、現在の設備をどういうふうにお呼びになるつもりであるか。その点を承つておきたい。

○國務大臣(大橋武夫君) これも國民感情等を考慮いたしまして十分研究いたしたいと思つております。

○岡部常君 私はその次に……

○須藤五郎君 議事進行についてちよ

つと発言したいのですが、戦犯問題は戦犯問題の小委員会があるのですから、その小委員会が討論をされるように私は希望するわけなんです。どうでしょうか。

○岡部常君 私のは討論しやありません。

○委員長(小野義夫君) 一般討論でなく、質問は今法務総裁に関する限りはどんな質問でもいいのじやありませんかね。そうした方がいいと思いませんか。

○須藤五郎君 そうですか。

○岡部常君 これは言葉は適当でないかも知れませんが、大きい意味の戦争犯罪者を取扱うことに今回なりませんが、これは従前には決してなかった。日本国始まって以来の事柄でありまして、誠に私は重大なことであると考えます。尤もこれが先ほど申しましたいろいろ民間なり、宗教家なり、政府の御努力によりまして或る機会に減刑、赦免等のごとがあり、大部分の者が日本の管理に移る前に釈放せられるというようなことがありますならば、それは結構で、私の今まで申し上げておることが無駄になることを実は願うものであります。若しなおそこに残る人がありますならば、それらの人に対する取扱というものは誠に重大なことでございまして。従前は連合国の管理の下に行われておりましたことが全面的に日本の官吏の手によつて扱われることとなるのであります。これに對して法務総裁の大体の一般的の心がまえをお尋ねしたい。

○岡部常君 戦争犯罪につきましては、処遇につきましておのずから国際慣行もあるわけございまして、現在の集積ブリズンの処遇も又国際慣行の一つであるわけございまして。私どもは将来日本政府がこの刑の執行を受け入れる場合におきまして、その処遇につきましてはかような国際慣行を十分に尊重いたして参りたいと、かように考えております。

○岡部常君 それに關しましていろいろお考えもあることと存じますが、法的措置と申しまして、国際慣行というものは勿論考慮せられまして、差当り近いところで申ししますと、現在軍の管理で相當の処置が講ぜられておりまして、その規則によるか、或いは新たな構想の下に立法せられるということになりまして、或いは現行日本監獄法を適用するか、或いは現行日本監獄法を適用する、いづれか、恐らく方針はどちらかにきめられるものと想像されますが、その点につきまして伺いたい。

○岡部常君 私は實際を見ませんが、伝聞するところによりまして、現在の軍管理の取扱方につきましては、よほど日本の同種類の施設から見れば、物事の施設につきまして、例えば居室であるとか、修養室、娛樂室とか、居室などがよほど違ふもののように聞いております。又衣料品にしましては、もよほど日本のやり方とは違ふように

思いますが、これが日本の管理に移ります際にどういふふうにして實際お取扱になるか。俄かにその日からやり方を変えるか、それが寛になるか、厳になるか、その点は幾分の懸念なきを得ません。それについての大体のお考えを承わりたい。

○岡部常君 國際慣行を尊重いたしたいのでありますから、寛になるか、厳になるかという点につきましては、現在の國際慣行をできるだけそのまま実施して参りたい。現在以上に寛にもならず、又嚴にもならずというようにいたしたいと思つております。ただ現在集積ブリズンの經費というものは一般の国内の刑務所に比しまして非常に高くつくわけございまして、これも國際慣行を尊重するといふ意味におきましてできるだけ現状を維持いたしたいと思つて、ただ國の財政との振合ひもございまして、その許す限りにおいてできるだけ努力をいたしたいと思つております。

○岡部常君 收容者 收容せられる人々の自治制度というものが従前とられておりますし、或る程度において日本刑務所におきましてもとられておる進歩的の制度だと私は思いますが、ましてこゝろ戦争犠牲者を救う上につきましては恐らく自治制度が広く行われることと私は確信いたします。が、その点につきましてどういふお考えがありますか。これも大体のところ、細かいところは、立法措置の点は又あとでお聞きします。

○岡部常君 何分戦争犯罪人として收容されております人は一般刑務所の被收容者に比較いたしまして知識の程度も高く、又常識もある人たちが多いのでございまして、現在においてもそういう点を考慮せられまして所内の規律等につきましては自治的に運営せしめるような工夫が凝らされておるやうに聞いております。かような慣行は當然尊重いたして参りたいと思つております。

○岡部常君 それでそれらの人を取扱う官吏の問題が今度は取上げられると思つて、如何なる官吏を以てそれらに充當せられますか。それに又的確なる人の御用意があるかどうかというところを伺いたいと思つております。

○岡部常君 現在も軍當局の要請によりまして所内の管理事務に協力せしめるために法務府の事務官に相當數派遣いたしておるわけございしますが、いよく所内の全部の管理が日本側に移る場合におきましては法務府の事務官のうち同種の業務に経験の深い矯正保護司等を以てこれに充てたいと思つております。勿論特殊の業務につきまして適任者がない場合におきましては、或る適任者を選んで登用するということは無論必要なことであらうと思つております。

○岡部常君 十分それは御考慮になつておる点とは存じますが、これは全く対象者が或る部分は違ふのであります。従前の受刑者処遇の考え方、心がまえ等では間に合はぬことはこれは勿論のこととあります。そのためには今の總裁のお言葉から考えますと適當な人を外部から入れるという場合も想像せられるのであります。が、それよりも先に相當な人もこの方面におることと思つて、それに対して何らか、この頃一般に行われております研修制度というやうなことは勿論この方面にもあります。が、その研修制度の特別な機關でもお作りになるというやうなお考えがございまして、その点について伺いたい。

○岡部常君 只今まだこの問題はそこまで具體的に運んでおりませんので、特に研修制度という問題を取上げてどうするかというところを考へる段階に至つておりません。將來必要があれば無論そういうことも十分考慮の中に入れなければならぬと思つております。

を通じまして、先ほどから申し上げてお
ります全般的を通じて私は相当の予算
措置というものが必要だと思ひます
が、それに對するお心がまえを承わつ
ておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 講和條約の
発効の期日がまだ予定せられておりま
せんが、少くとも明年度は必要だろう
と思ひます。それから本年度中に幸い
に講和條約が発効をいたしますればそ
の際の費用も必要となるわけでござい
ます。これらの費用につきましてはで
きるだけ現在の待遇の水準というもの
を維持できるように苦心をいたして折
衝を續けておるような次第でございま
す。

○須藤五郎君 最初お伺ひしたいと思
ひますが、法務總裁は今日何時までい
らつしやるのございませうか。

○委員(小野義夫君) 十二時半くら
いまではおられると思ひます。

○須藤五郎君 そうですか。私は今日
それだけでは質問が終らないと思ひま
すが、私も二三今閣下さんの御質問に
なつた戦犯に關連したところから少し
聞いておきたいと思ひます。私たちが
この今日集議に捕われておる人たち
戦犯者が果して戦犯者であるかどうか
かという問題にも疑念を持つのであり
ますし、いろいろ入つておるかたち
に同情する点も十分あるのであります
が、戦犯は國際的な問題であつて國
内法では問題にならない問題だとい
うの考え方に對してはさきか意見
があるわけなんです。皆さん御覽に
なりましたか、最近封切られました
「風雪二十年」という映画が今上映さ
れておりますが、私は一昨日それを見
ましてやはり、その映画の中からも私

はそういう感じを強く受けたいわけな
んです。この不幸な戦争にどんな力が加
わつて、この戦争を招来したかとい
うところ、そこに非常な問題があるわ
けで、これは誰が責任なんでしょうか
ことが行われたというふうには考えら
れないわけなんです。美濃部さんの天
皇機關説に端を発して二・二六事件を
経て今度の戦争に至つたあの経過、私
はやはりそこへ何か一つの力があつて
ああいうふうに行つた、その力の根源
は何かということ、そしてその戦争
に引張つて行つた指導力をなしたのも
やはり外國の法律において処罰され
るむしろ必要はないけれども、國內的
な問題があるのではないかと。たゞ／＼
それを処罰するような国内法がないた
めに、国内法で問題にならぬという言
ひがなされるのだと思ひますが、むしろ
そういう人たちは國民に對して謝罪す
るという氣持が強くなければならぬ
と、そういうふうには私は考えるので
す。ところが果して今戦犯者と言われ
ておる人たちにそういう氣持があるか
どうか。やはり勝つては官軍負ければ賊
軍、そういう安易なもの考へ方があ
つて、國民に對する謝罪の念がないの
ではないだろうか、そういうふうには
私は考へるのであります。そういう点
からいへば、今度の問題が起つて來る
原因があるのではないかと。それ
が一点。

それから果して今日集議に捕われて
おる人たちが本當の戦犯者であるかど
うかという点です。本當に私の立場か
ら言ひ国民の立場に立つた戦犯者とい
うものは今集議にいる人たちがでなく
て、外にいる人、即ち戦犯として処罰
されてない人、その人たちが本當の

戦犯者であつて、その人たちは巧みに
逃れて何ら罪に問われることなしにお
る、そして純真な、又單純と言つては
失礼かも知れませんが、純真な青年た
ち、軍人さんたちがお先様になつて國
家の至上命令だといふやうなことでや
つた人たちがむしろ戦犯者として捕
れておるので、本物は後に隠れてい
る、ということが私は考へられると思
ひます。そういう人たちに對してま
でも戦犯者として、隠れておる人たち
を戦犯として追究する氣持が皆さんに
おありなのか、ないのか。法務總裁の
御意見を、先ずその二点を伺つておき
たいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 先ず現在戦
犯者として收容されておられる人々が
國民に對する謝罪の氣持があるかとい
ふ点でございしますが、これは只
今日本政府は戦犯の管理についてはタ
ツチにいたしておりませんので、その点
について責任あるお答えはいたしかね
るところであります。併し恐らく連合
國におきましては受刑者の処遇という
ものについては十分そういう氣持を起
させるといふ方向において、恐らくこ
れらの刑の執行に當つても処遇がなさ
れておるのではないかと想像いたすわ
けであります。それから現在集議に收
容されておる以外の人々の中に眞の戦
犯者があるのではないかと、それは政府
として追究する考へかどうか、こうい
うことでございしますが、戦犯の処罰
ということは、これはポツダム宣言を
受諾いたしましたことによりまして、
連合國の権限として行われておること
でありまして、日本政府はいたしまし
てはその裁判を講和條約によりまして
受諾をいたすわけにございまして、日

本政府が積極的に今後訴追をするとい
ふことは考へられないわけでありま
す。

○須藤五郎君 私が總裁に伺ひたい点
が外れておると思ひますが、私は戦
犯者といふものが總裁の頭で全然ない
といふふうには考へられるのか。国内法
があるなしにかかわらず、今度の戦争
に關しまして戦争犯罪者といふものは
國內的には全然考へられないのか。今
日戦犯者といわれておるものはあれは
國際的な問題で、國內的なものではない
といふふうには總裁はお考へになつてお
るように思ひますが、恐らく國內
法にはそういう法律はないが、今度の
戦争を通じて實際に國民に對する犯罪
者といふものは全然ないといふふう
に考へていらつしやるのかどうかとい
う点をお伺ひしたいわけなんです。

○國務大臣(大橋武夫君) 戦争犯罪者
は國民に對する犯罪者といふ意味がよ
くわかりませんが……

○須藤五郎君 いわゆるこの不當な戦
争に持つて行つた、何かあるはずで
す。それを私はあの「風雪二十年」を
見ましてやはりその感を新たにしたわ
けなんです。そういう原動力になつ
ておるものが日本人の中に全然なかつ
たといふやうな考へでしようか、ど
うであるかと。そういう点なんです。
そしてあるならば、そういう原動力に
なつた者が本當に処罰されてなくて、
いわゆるその下で手足になつて動いた
人たちが処罰されておる。そういう
ふうには考へるわけですが、そういう
ものは全然日本にはなかつた、要する
に戦争の責任者といふものはないのだ
といふふうにお考へになるのである
か、そういうことなんです。

○國務大臣(大橋武夫君) 戦争が起
つたに對して日本國內に責任者があ
つたか、なかつたかという点につきま
しては、私はやはり責任者はあつたら
うと思ひます。責任者と認むべき人々
はあつたに違ひないと思ひます。又あ
つたが故にポツダム宣言の戦争犯罪人
の処罰といふことを當時の日本政府が
受諾したものだと思ひます。

○須藤五郎君 するとその責任者はど
ういふやうな状態になつておるのでし
ょうか。總裁は誰が責任者だといふ
うにお考へになつていらつしやいまし
ようか。

○國務大臣(大橋武夫君) 責任者とし
て連合國によりまして訴追をされ、裁
判せられた者はすでに只今終つておる
わけにございまして、このほかにも責
任者があるのじやないかという御質問
の御趣意かと思ひますが、これだけ
の大戦争が起りました以上は、日本國
民がいろいろな形において戦争の発
生、或いは遂行に協力しておるとい
う人はたくさんあるだらうと思ひます。
そしてそれは必ずしも進んでやつた人
もありませんし、又心ならずもやつ
た人もあります。併しそれは今日の
日本の状態が起つたといふことにつ
いてそれ／＼自分の心の中で、或いは
國民の氣持の中で、それ／＼自分のし
たことを顧みて反省すべきものであ
らうと思ひます。現在戦争犯
罪人として連合國法廷によりまして刑
を受けた人々以外の人々につきまして
は、これは國內において犯罪として訴
追するといふやうな性質のものではな
いだらうと思ひます。併し無論それ以
外にもこの戦争に關係のあつた、直接
間接に責任のあつたといふことを否定

できない人はこれがあると思ひます。そういう人々は無倫そのことについて反省をするということが当然必要なことであらうと存じます。

○須藤五郎君 するとまあ戦争の責任者はあるという様な御確信だろと思ひますが、それでは果して今日集議にいらつしやる人たちが国内的に見ても要するに戦争犯罪者でないという意見はやはり成立しないので、やはり今度の戦争に対する責任があるというふうに考えられるわけなのですが、何も私は今集議にいる人たちの責任を追及しようという気持ちから言つておるわけではなく、国内的に見て戦争責任者が若しあるとすれば、それは私は間違ひだと思ふ。やはり戦争責任者というものはあるのだという、そしてそういう考えから出発して、そして現在集議にいる人たちが果してその戦争責任者であるか否か。そういう点からものを考えて行かなければ非常な間違ひが起るのではないかと、心配のために私はこういうことを言つておるのです。それで総裁も戦争責任者というものはあるのだということを確認されたのですから、それでは誰が責任者だという点をもつとよく追及して、そして集議にいらつしやる人が果して責任者でないということになれば、その人たちが釈放することは私はやぶさかでない、そういうふうには私は考へておるのです。それからもう一点申し上げたいのは、不幸にして今度の講和には中国もソ連も参加していない。ところがソ連も中国も戦争責任者というものの引渡しを要求しておるような状態であ

りますが、今これからの問題になる、この戦争責任者の解除というのです。大赦とか、いろいろの問題に中国、ソ連の要求というものは非常に大きな影響を将来残すのではないであらうか。特に今集議に捕われている人たちはアメリカとの戦争の責任者が主になつていて、中国との戦争の責任者というものが何だか非常に稀薄になつておるような感じがするわけなんです。ところが今度の戦争の発端は中国との戦争が発端であつて、日本の最も大きな戦争責任者というものは中国に對しての問題だと思ふわけなんです。その点総裁はどういうふうにお考えになりますか。中国に對する戦犯者というものをどういふふうに考へていらつしやるのか伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 中国關係の戦犯者というものは百數十名集議に現在おるわけなんです。

○須藤五郎君 併しこれはまだ中国の要求というものは確たる裏があると思ふのです。現在まだ、中国に對する戦犯者は、十分に中国側から見れば処断されてないというふうな見解だろ

うと思ふのですが、将来へこれは残る問題だと思ふのです。その場合のことを総裁はどういうふうに処理して行こうというふうに考へていらつしやるのか伺いたいと思ひます。

○國務大臣(大橋武夫君) 現在中国から、戦犯者として引渡しを要求しておるといふことは聞いておりません。将来そういうことがあつたら、その際にどうするかという御質問かと存じます。

国が戦犯者として引渡しを要求したように聞いておるわけですが、そういうものが今後いろいろ起つて来ると思ひますが、それに對してどういふふうに処理をなさるのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 今までの考へ方といたしましては、恐らく連合各國が引渡しを最高司令部に對して要求されたのではないでしようか、そして日本政府は最高司令部の要求によつて最高司令官に引渡し、最高司令官がそれの關係國へお渡しになる、こういう法律關係になつておつたのじやないかと思ふのであります。

○須藤五郎君 ところが今度こういう講和状態になりますと、今度は日本へ直接要求が来るかも知れないと思ふのです。その場合にその処置をどういふふうにとられるか。

○國務大臣(大橋武夫君) それは要求の内容を見なければわかりませんが、そう簡単に引渡しということはないと思ひます。

○須藤五郎君 戦犯の問題に關しましては小委員会がありますから、私はその程度にします。それから別のことでお尋ねしたいと思ひますことは、私はこの前の委員会で中途半端になつておりました東大の問題をもう少しお聞きしたい。

○羽仁五郎君 只今の問題に關連しまして一言。

先ほど閣下委員から戦争犯罪に關係するかたんの受刑の状態についての御要望なり、御質問なりがなつたのですが、それらの御趣旨に私いずれも賛成なんです。同時にこの際一般の受刑者のかたん、或いは拘留所におられるかたん、こういうかたんに

ついでの御配慮、政府の配慮というのについても伺つておきたいと思ふのですが、私先日法務委員会、参議院から派遣せられて九州地方を見て参りました。その際の拘留所或いは刑務所の状態というものはどうも甚だ裁判及び檢察の目的を果す上に適當でないやうな状態が多いように思ふ。これはまあ最も甚だしいのは東北にもあり、全国各地にあるわけですが、予算との關係もあるという御説明であつたのですが、あの現在の拘留所及び刑務所の中の状態で、そこに收容されているかたがたが先ず第一に道徳的な意味において自己の犯罪を反省する、次に人間的な意味において更生する、そういうことは殆んど望めないのではないかと、この感じがするのであります。これは根本問題でありますけれども、具体的な問題として第一に拘留所及び刑務所内における收容されているかたんを拘留所の職員及び刑務所の職員が取扱われる態度が人間的でもなければ對等でもない。そして裁判及び檢察の効果を阻害すること甚だしい。つまり人は人間として扱われなければ決して人間として行動するものではない。動物として扱えば動物のようになつてしまふというところは言うまでもないことですが、依然として旧時代の考へ方が強く残つてゐる。例えば食事なんかでも、その食事を運ぶ場合に、自分たちの食事は決して地面なんかには置かないが、併し收容されている人たちの食事は平気で地面の上に置くということを至る所でやつておられます。これは法務總裁でも、地面の上に置かれた食事を

おとりになるということは恐らく愉快にはお考えにならないだらうと思ひま

す。でこれは一つの例ですが、こういう意味で、やはり人間的に待遇していいない。これはどうも根本的に、この拘留所及び刑務所の職員のかたんの教育に關係することでありまして、これについては、やはり或る程度の待遇を與えなければ、これらの人々の教養を高めるということはできない。然るにこの裁判行刑の効果も挙げないというところは國の國務の中でも非常に重要なことでありますから、どうかこれらの点において個人的に、個人の俸給を上げて行くということについてはいろいろ問題もありまして、この刑務所及び拘留所の職員のかたんの教養を高めるための共同の設備というのであれば比較的费用を要しないで効果を挙げるといふことも随分できるのではないかと。そういう点で、或いは図書館の設置とか、或いはそれらの人々が勤務中に講習を受ける機会をできるだけ多くする、或いはラジオその他の設備をよくするとかという方法がもつと活用されて然るべきだ。現在私どもが見て来たこの二、三年間の觀察の実情から見ますと、それらの点について殆んど何ら見るべきものがなされてない。

これが第一であります。私の質問の第一は、一般に拘留所や刑務所の職員の他待遇の改善のために、そういう共同の教養を高めるための設備をもつとおやりになるお考えはないか。又予算の上にもどの程度御努力になつてゐるのかというのが第一。

次に申し上げます。第二に、私どもが非常に痛感いたしましたことは、先ず端的に言ひまして、食事のひどいことです。私は拘留所長、刑務所長に常

にお願いしてここで御一緒に、收容されておられる人の食事を、お査を御馳走になるなら、あれと一緒に頂きましようというふうに申上げるのですが、なかなかそれは賛成されるかたはない。併し私どもは、少くとも我々が食へても食べられる程度のものでなければ人間の食事という事はできないのではないのか。法務総裁もどうか一つそういう点、あの食事を、人間の食べられる食事であるかどうか、これは予算の関係などという問題ではないです。あの人たちは人間として扱わなければ決して人間として更生することはできないのですから、だから予算の上においても極めてウェイトの大きい点であると思ふ。若し必要ならば法務総裁は池田蔵相をお連れになつて、それで刑務所へ行つて、あれと一緒に食へてもらうことが予算の許す限りの食事であるかどうか。現在例えは副食費については、拘留所は十三円、一日に十三円五十銭、刑務所においては副食費が一日十五円五十銭、要するに一日十五円前後の副食費です。仮に十五円として一食に五円、一食に五円の副食費というもので人間の食得るような食物があるかどうかという事は、私は言わずして明らかであると思ふ。でこれに比較して国立療養所の一人当りの副食費というものは、少くとも四十一円くらいの支出がなされている。療養所の目的は刑務所の目的とは違ひますけれども、併し療養所は栄養を支給し、刑務所は併しやはり栄養を無視していいということではないので、これらは予算を要することであると云われるけれども、併し裁判及び検察の目的を果し、特に法務委員会の主たる

目的である法務が適正に行われるためには人間の扱いをしなければならぬ。その食事に於いても、少くともその普通の人間が食得る、食へることのできる程度のものでなければならぬ。この点は一つ非常な御努力をお願いしたい。

それから第三の点は、受刑をされておられるが、これは先ほど閣下委員から特にありましたように、戦争犯罪に關係するがたんの場合は特にそうですが、併し一般のかたんの場合にも、受刑者の知識的な要求というものを一つ考慮されなければならぬと思ふのであります。それで受刑者に対する受刑目的というものについて理論上いろいろの考え方もありましようが、併しそれにしても差支えない程度の知識的な要求というものを禁ずることであると思ふ。ところがさうと見て参りますと、殆んどさういふ点において昔の時代と變つていない。甚だしきに至つては、先日これは週刊朝日で問題になつたことですが、仙台の刑務所では週刊朝日を読むことと禁じているというやうなことがあつて、週刊朝日自身がこれを取上げておられます。さういふ一般の拘留所なり刑務所なりにおいて、法の許す限り新聞なり雑誌なり、或いはその他読書の自由といふことをまで奪うべきではない。又さういふものを奪ふことによつてその人が人間的に更生することを妨げている。妨げているとすれば、裁判所及び検察に対する国の費用といふものは全く無駄に使われていることになるのであります。金を惜まされる結果、却つてその金が又無駄に使われるといふことよりも、或る程度の

予算を以て、その金が無駄にならないやうに十分お考えをお願いしたい。いわんや差支えない程度の新聞、雑誌、圖書といふものを読むことができないという努力をもう少しなさるお考えはないか。それでラヂオなんかの場合でもさうですが、もう少しあつたものを自由によつて聞かせるにしようが、人間として收容されておられるがたんが更生するのじやないかと思ふのです。例へばこれは私の間が附いた。十一月三日の広島の新報を見ますと、山口刑務所の下関支所では、刑務所から高等学校の通信教育によつて高等教育を受けることができるやうに努力されされたといふことが、これが非常に珍らしく親切な場合として新聞に報道されている。これは一般に行われて差支えないけれども、併し全国一般の刑務所にとつては甚だ不名誉なことじやないか。さういふ点をもつと御努力になるお考えはないだらうか。

以上三點につきまして、これは特に戦争犯罪に關係するがたんに對するあれとの關係において、一般のかたんの待遇が余りひどいといふことになる。これは又問題が生ずるといふことでもありますので、一般的な点においてどういふお考えをお持ちか、又どういふ努力を現在なさつておられ、特に食事の点などは今の状態をいつまでお続けになつて行くつもりか、これによつていか、それとも最近の機会において御努力なさるか。是非これは大蔵大臣にお通れ下さつて、その食事を一遍食べ下さればおわかりになると思ひます。

注文がありました。第一の点は行刑職員の教養、従つてこれに對する研修制度の問題でございますが、現在におきましては中央に一つと、又地方に八つの研修機関を置きまして、年間千名の研修職員を教養するやうにいたしておられます。併し何分にも刑務所の職員は総数が多いものでございします。そのうち今後ともその数を増し、又内容を向上せしむるやうに努力いたしたいと思ひます。それから第二は……

○羽仁五郎君 第二の下級のかたんの、もう少し職場で以て雑誌や圖書を借りるやうなことはお考えになつていないでしようか、共同でその人たちが見られるやうな教養を高める……

○國務大臣(大橋武夫君) その点は十分研究いたしまして……御趣旨は同感でございますから……

○羽仁五郎君 どうぞお願いします。二は食事の点でございますが、食事の点につきましては、第一に取扱が極めて鄭重さを欠くじやないか、食事といふものに對する通常要求される鄭重さを欠いておられるじやないか。この点は十分に食事は食事らしく扱ふといふことは當然のことでございますから、注意をさしたいと思ひます。それから内容の問題でございますが、これは申すまでもなく雑誌に關係する問題でございます。この点につきましては明年度予算においても大蔵省に對しましては増額の要求をいたしておられます。できるだけ実現をいたすやうに努力したいと存じます。

それから第三には、收容者に對しまする智的な要求に應ずるやうに、讀物なり或いはラヂオなど考へてはどうか

という点でございます。これは現在の監獄法施行規則には非常に嚴重な制限が規定してあるものでございしますが、これは今日の實情に適合しないと存じまして、實際上相當緩和をいたしておるのであります。なおこの点も最近の機会に十分に研究いたし、必要ならば規則の改正をも考慮いたしたいと存じます。

○國務大臣(大橋武夫君) 刑訴訴訟法によりますといふと、管理者の立会といふことになつておられるのでございします。丁度これが捜査に着手いたしたのが午前七時半でございます。まだ教員その他が登校しておられませんが、そこで管理者としては、御指摘のやうな人物がおりましたので、その立会の下に実施したわけでございます。着手後工學部長が見えまして、その後

○國務大臣(大橋武夫君) 刑訴訴訟法によりますといふと、管理者の立会といふことになつておられるのでございします。丁度これが捜査に着手いたしたのが午前七時半でございます。まだ教員その他が登校しておられませんが、そこで管理者としては、御指摘のやうな人物がおりましたので、その立会の下に実施したわけでございます。着手後工學部長が見えまして、その後

○國務大臣(大橋武夫君) 刑訴訴訟法によりますといふと、管理者の立会といふことになつておられるのでございします。丁度これが捜査に着手いたしたのが午前七時半でございます。まだ教員その他が登校しておられませんが、そこで管理者としては、御指摘のやうな人物がおりましたので、その立会の下に実施したわけでございます。着手後工學部長が見えまして、その後

○國務大臣(大橋武夫君) 刑訴訴訟法によりますといふと、管理者の立会といふことになつておられるのでございします。丁度これが捜査に着手いたしたのが午前七時半でございます。まだ教員その他が登校しておられませんが、そこで管理者としては、御指摘のやうな人物がおりましたので、その立会の下に実施したわけでございます。着手後工學部長が見えまして、その後

又丁度八時に建築学科の主任の松下教授も登校されました。これに對しまして十分なる了解を與えられてゐる事実があります。

○須藤五郎君 小使さんが管理者であるかどうかという事は非常に問題だと思つてあります。なおそうしてその捜査に當つて、小使に鍵で室を開けさせて、而も小使を中へ入れないで、廊下で待たして置いて捜査したというのが事実なんです。これは不当な捜査だと考えますが、どうですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 捜査は室数にいたしまして十幾つもあります。それで五人行つておりますが、管理者は一人しかおられない。どこかの室におつたと思つて、決して管理者の立会なくしてやつた事実はないと思つてます。

○須藤五郎君 管理者が確かに立会つてやつたという御意見ですか。私たちは小使二人、二階と三階の小使二人に室を開けさせて、廊下の外に立たして捜査をやつたというのを聞いたんです。私たちが聞いたのは間違ひで、總裁の言われたのが事実だと思つてゐるのです。

○國務大臣(大橋武夫君) 私どもは立会があつたという報告を受けております。

○須藤五郎君 もう一度その点御調査願つて、それが確かであるかどうか、報告して頂きたいと思つてます。そうして若しも總裁が今報告していらつしやるような状態ではなかつた場合、私が申し上げましたような状態であつた場合に、總裁はどういうふうにこれが正當なる捜査だといふふうに考えられますようか、どうでしょう。

○國務大臣(大橋武夫君) 検務局長からもう少し詳細に當時の事情を御説明申上げます。

○説明員(岡田昌男君) 報告によりまして、少し長くはなりますが、初め午前七時頃警視庁の捜査二課の田島という警部補が部下四名を連れて現場の東大工学部建築学科に臨んだ。支那から内女に入つたところが、土木科の廊下で女の小使さんが掃除をしていたので、同人に事務室はどこかと尋ね、その案内で建築学科の建物のすぐ傍にある工学部の事務室に行つた。そこに宿直員がおりまして、起きて間もないような様子であつた。同人に來意を告げてその案内で再び建築学科の建物に入つて行つた。一階の事務室において捜索令状を示して捜索の立会を求めた。これは刑事訴訟法上公務所内で押収又は捜索を執行するに當つては、公務所の長又はこれに代るべき者に通知して、その処分を立会をせなければならぬ。こういうふうになつておりましたので、その手続をとつたのであります。ところがこれは單なる宿直員であつて、建物全般について何から何まで知つておるといふふうにも受取れなかつたので、更に責任者の登校を待つのがよろうというので、大事をとつたといふことになつております。そこで一旦工学部の事務室に引揚げて待つてゐると、間もなく午前七時半頃になつて、建築学科の担当の婦人の小使さんが登校して來ましたので、前記宿直員と小使さんとを伴つて、再び建築学科に行つて捜索の準備のために、前記小使さんなどの話を聞いて建物の全体に亘つて部屋数を捜査した。捜索の準備をしたけれども大分予定時刻から時間が経過したので前記宿直員を立会人にして捜

索に着手しようとしたところが午前七時五十分頃であつたが、建築学科の事務官の狩野俊という人が現場に來られたので、田島警部補より同人に對して令状を提示して同人を公務所の長に代るべき立会人として改めて捜索に従事した。何分にも捜索箇所、部屋数がたくさんあつて、と申しますのは、建築学科に建築及び附屬一切」とございまして。なお令状には差押えするものとして「被疑者に關係ありと思料せられる文書物件その他一切」にかように記載してございまして。そこでそれらの多くの部屋を僅かに五名の捜索員を以て慎重に行つたことは到底不可能であるといふふうにも思つたので前記立会人によく事情を聞いて重点的に且つ慎重に行つたことにした。着手後、七時五十分頃に着手したようでありまして、午前八時頃、即ち着手間もなく工学部長大山松次郎氏が登校になつたので田島警部補は來意を告げ了解を得た。又間もなく建築学科主任松下教授も登校されたので同教授にも十分の了解を得た。捜索令状記載のごとく東大工学部建築学科の建物及び附屬物一切とされてあるが、事前に十分の調査を遂げ捜索の目的を達するため捜索に必要な最小限度の範囲にとどめることとした。なお捜索の終了後田島警部補が工学部長の部屋に大山部長を訪ね、改めて挨拶をして歸つて來た。かように報告されております。

○須藤五郎君 その報告を承つておきますと、相當慎重にやつたといふことは考えられるのですが、併し非常には急いで、本當の管理者でない管理者を立会わして、もうそれを三十分待つて全部の人が揃つてからやらなければその問題も起らなかつたのだらうと思つてますが、そういう点が遺憾な点だと私は考へるのですが、最近そういう無謀な、無理な捜索方法で非常にたくさんされておるといふことを私たちが耳にしておるわけです。今日は時間がないので余りできないと思つてますが、たくさん例があるわけなんです。私たちのほうの代議士の留守宅を、而も国会の開会中にその留守宅をとんでもない令状を持つて行つて捜査したといふような例も二、三挙つておりますし、いろいろ伺いたい点がありますが、それは後述したいとして、私はこの前京大の問題がここに出ていたと思つております。それであつたがたのほうで捜査団を出されたといふことを伺つておりますが、実はその報告を伺いたいと思つてます。

○國務大臣(大橋武夫君) 京大事件につきましては、検務局公安課の検事長谷君を十一月十四、十五日両日に亘りまして調査のため京都に派遣いたしております。その報告を簡単に申上げます。

第一に結論といたしまして、本件は無許可集団示威運動の京都市公安條例の違反が成立する疑いが強い。その違反者、即ち主催者、指導者及び煽動者を確定いたしましたことは、現場写真をも根拠にして、大学職員及び警備、警察職員の記憶と對照する方法が有力視され、差当りそのほかに方法がないが、その確定捜査が終了いたしますのは十一月二十日頃、即ち今日頃捜査が終るというところになつております。それでこれにつきましては、いづれ京都の地方檢察庁から法務府に打合せに出て來

るその際に十分に事情を聞きたいと思つております。それからデモの状況といたしましては、陛下のお着きになります前に、大学の支間に一度學生が入つてきた。これは職員が退去させた。その後陛下がお着きになりました後に自動車に廻りに數百名の學生が押寄せ、これらはいろ／＼プラカード等を持つておつたのでございます。それを警察が退去させまして、そうして陛下をお見送りをした。こういう状況でございます。

○須藤五郎君 衆議院のほうで、總裁は、學生が撤いたのか持つていたのか存じませんが、陛下に對する公開質問状といふのを御発表になつたと伺つておるのですが、當委員会にもそれを発表して頂きたい。

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて……

○委員長(小野義夫君) 速記を始め……それではこれで散會いたします。

午後零時四十五分散會

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて……

○委員長(小野義夫君) 速記を始め……それではこれで散會いたします。

午後零時四十五分散會

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて……

○委員長(小野義夫君) 速記を始め……それではこれで散會いたします。

午後零時四十五分散會

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて……

○委員長(小野義夫君) 速記を始め……それではこれで散會いたします。

午後零時四十五分散會

○委員長(小野義夫君) 速記をとめて……

○委員長(小野義夫君) 速記を始め……それではこれで散會いたします。

午後零時四十五分散會